

2019年12月16日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

株式会社オフィスサポート  
代表取締役 池田 龍哉



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて12月13日にHOYA株式会社様（以下「HOYA」といいます。）が「株式会社ニューフレアテクノロジー株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本開示」といいます。）を発表いたしました。本開示ではHOYAは、株式会社ニューフレアテクノロジー様（以下「ニューフレア」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1株につき12,900円で買い付けを行う旨が開示されており、東芝デバイス&ストレージ株式会社様（以下「東芝デバイス」といいます。）による対象者株式の公開買付けよりも1,000円高い値段となっております。HOYAが2019年12月13日に開示された「株式会社ニューフレアテクノロジー株式（証券コード：6256）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」には、「東芝デバイス&ストレージ公開買付けではなく、本公開買付けへの応募を望む対象者の株主も一定程度存在すると考えたことから、東芝デバイス&ストレージ公開買付けの当初の買付期間（2019年11月14日から2019年12月25日）が終了する前に、本公開買付けの開始予定を株主に公表すべきと考えました。」と記載されており、これには弊社グループも含まれていると弊社は考えております。HOYAによる対象者株式に対する公開買付けにより最も恩恵を受けたのは対象者株式の第2位株主である貴社であり、次に対象者株式の第3位株主である弊社です。HOYAの公開買付価格により貴社が売却を行うと、東芝デバイスによる公開買付けの価格に売却するよりも、売却価格が約12.6億円（保有株式数1,808,900株×1,000円×0.7（貴社法定実効税率約30%のため））増加します。

本来多くの上場企業は自社が保有する株式に公開買付けの打診があった際には、自社の株主価値が最も向上する方法を交渉しており、貴社も同様に上場企業の経営者として株主価値の最大化を行うため、徹底的に貴社保有株式の公開買付者と交渉を行うべきです。

例えば、東芝デバイスの公開買付けの場合、東芝デバイスの公開買付け価格と同じ価格でニューフレアが自己株式取得の公開買付けを行い、貴社が応募契約を結ぶことによって貴社は最大で約32億円（5%超1/3以下保有のその他の株式等は受取配当金の50%が益金不算入となるため）の税務メリットを受けます。つまり、HOYAの公開買付けではなく、東芝デバイスの公開買付けであっても、ニューフレアによる自己株式取得の公開買付けが行われれば、課税後売却益はHOYAによる公開買付けに応募するよりも約19.4億円（32億円－12.6億円）貴社の株主価値向上に繋がります。

貴社は2020年4月1日に東芝機械株式会社から芝浦機械株式会社に社名変更を行う予定

であり、貴社の株主構成を鑑みても、もはや東芝グループではありません。対象者株式についても、ニューフレアを貴社のグループ会社として見るのではなく、徹底的な交渉を公開買付者と行ってください。

まず、貴社経営陣におかれては、東芝デバイス、HOYA 及びニューフレアとの間で、ニューフレアによる自己株式取得の公開買付け及び東芝デバイス又は HOYA によるニューフレアに対する公開買付けの二段階買収の手法が取られるように交渉してください。また 12 月 13 日付日経新聞において、株式会社東芝様によるコメントとして「東芝は 13 日、HOYA の発表を受けて「ニューフレアの企業価値を最大限に向上するのは当社による完全子会社だと考えている」とコメントし、完全子会社化を目指す予定に変わりはないとした。東芝はニューフレアが手掛ける製造装置の基幹部品を製造しており、完全子会社化することで研究開発が機動的にできると判断した。」という記事が掲載されております。これはつまり東芝デバイスは HOYA よりもニューフレアの企業価値を向上できるということであり、そうであれば HOYA の提示している公開買付価格を超える価格まで価格を引き上げないと合理的ではありません。貴社は東芝デバイスに対しては、HOYA による公開買付けを踏まえて、公開買付価格の引上げについても交渉してください。

釈迦に説法ではございますが、貴社経営陣の皆様は株主から経営を委託された上場企業の取締役であり、貴社の株主価値向上に資するよう、ニューフレア株式の売却について税引き後で手取り金額が最大になるように交渉し、善管注意義務を果たしてください。弊社も、東芝デバイスに対してだけでなく、HOYA に対してもその旨のご連絡を差し上げる予定であり、弊社は、貴社の株主価値最大化に向けて邁進してまいります。

繰り返しになりますが、貴社がこれまで蓄積された不必要な内部留保に加えて、ニューフレアによる自己株式取得に応じることによって、貴社の税務メリットを活用した上で得た対象者株式の売却資金を、貴社の ROE 向上、株主価値向上に活用していただけるよう再度強くお願い申し上げます。

なお、以上についての貴社のご検討結果や方向性を伴うご検討状況の開示は、私どもに対する伝達というではなく、適時開示による公表によって行っていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具